

第 42 回接続委員会 議事概要

日時 平成 29 年 12 月 5 日（火）16:57～18:15
場所 総務省 11 階 11 階会議室
参加者 接続委員会 相田主査、関口主査代理、池田委員、内田委員、
佐藤委員、高橋委員、山下委員
総務省 古市電気通信事業部長、竹村事業政策課長、
藤野料金サービス課長、大塚料金サービス課企画官、
大磯料金サービス課課長補佐

【議事要旨】

<p>■ <u>電気通信事業法施行規則等の一部改正（第一種指定電気通信設備との円滑な接続の確保等のための接続ルールの整備）</u></p> <ul style="list-style-type: none">○ 総務省から資料について説明が行われた後、報告書（案）について、調査・検討が行われた。○ その結果、報告書（案）のとおり、諮問時の改正案を一部修正※することとして電気通信事業部に報告することとなった。 <p>※ 報告書（案）別添 1 を参照</p>
--

【主な発言等】

- 池田委員
接続料と利用者料金との関係の検証（スタックテスト）について、整理いただいたことは評価したい。考え方 15 について、スタックテストを満たさない場合に、必ずそうしなければいけないということではなく、N T T 東日本・西日本において採りうる選択肢として、自己資本利益率の調整による接続料水準の抑制があるということを示しているという理解でいいか。
- 事務局
ご理解のとおり。考え方 14 に記載のとおり、改正後のスタックテストでは、利用者料金と接続料の関係が近接していたり逆転していたりする場合には、不当な競争を引き起こさないことを示す論拠の提出が N T T 東日本・西日本によって行われるか、利用者料金若しくは接続料またはその双方の是正が行われることとなる。自己資本利益率の調整については、N T T 東日本・西日本によって、その論証が行われない場合に、接続料水準の調整のために採りうる選択肢として挙げている。
- 池田委員
その論証については、N T T 東日本・西日本によって行われるということだが、不当な競争を引き起こさないことを示すということは、N T T 東日本・西日本の接続料水準によって、他事業者の事業展開が困難になっていないことを示させることになる。立証責任を N T T 側に負わせるのは違うのではないか。
- 事務局
スタックテストの目的は、接続料は認可制、利用者料金は事後規制というスキームがある中で、それに加えて、利用者料金と接続料の関係について価格圧搾の

おそれがある場合に、その不当競争性の有無についての説明の機会を設けるためである。ガイドラインをわざわざ作ったのは、まず、NTT東日本・西日本で説明してもらうということであるが、最終的に何らかの行政処分がされる場合には、行政庁において説明責任が生じる。さらに、不利益処分であれば、処分を受ける事業者には聴聞の機会を与えなければならない。

○ 池田委員

スタックテストは簡便なスクリーニングのためということで理解した。本来ならば、利用者料金も割引等を考慮した実質的な利用者料金で比較すべきだと思うが、手間がかかるので、とりあえずパンフレットに載っている料金で行うということか。

○ 事務局

検証方法については、ある程度定式化するためガイドラインに定めるということになると思うが、スタックテストに不適合であると必ず不当な競争を引き起こしているということではなく、そのおそれがあるということ。プライススクイズのおそれがあるかどうかをまず判断し、対処等について決めるのはそれからということになる。

○ 山下委員

考え方13のエッジルータ交換機能に関する修正について、諮問時の案は、別に定める告示で特定のエッジルータを除外するというところだったが、今回それを修正することについて、NTT東日本・西日本を含めた各事業者からの了解は取れているのか。

○ 事務局

手続に関しては、2回の意見募集を行い、その結果等を踏まえ、より適正な規定を制定するという行政庁の責任において、修正することとしたく、その点は問題ない。

各事業者からの了解が取れているかという点については、確かに修正を前提として意見を募集したわけではないので、今後、総務省において、意見をよく聴取しながら進めていきたい。

○ 佐藤委員

今日の内容は、大部分が「接続料の算定に関する研究会」での議論の結果であると理解している。

ただ、一点、IPoE接続のゲートウェイルータを網使用料にすることというのは新しい論点が入っているが、基本的にはその方向性でよいと思う。

ただし、既に網改造料方式で設備投資した事業者については、網使用料化によって負担方法が変更とならないように経過措置を附則に設けたということ。この点については、まだ議論が十分でないと思うので、今後議論をするのだろうと思う。

また、網使用料化することによって、途中で利用を中止した事業者に対するコスト回収をNTT東日本・西日本で行わなければならないので、そのリスクヘッジをどうするかを考えなければならない。

そういう理解でよいか。

○ 事務局

IPoEのゲートウェイルータについては、既に網改造料で接続している事業者が6者いる。この費用負担方法は、途中で利用を中止した事業者が出てきても、

その分の費用負担については利用中止事業者が自分で負担することになっており、その6者は、その条件を前提に接続しているという現状がある。

今回、網使用料化することによって、ある事業者が利用中止した分の費用をそれ以外の残った事業者で負担しなければならなくなる。それでは接続開始時の前提条件が変わってしまうのではないかということで、経過措置規定において、従来の方法もできるようにしたということ。

具体的にどうするかについては、制度上は従来の方法もできるようになったというだけなので、NTT東日本・西日本の接続約款の変更認可申請時に改めてご議論いただくということになる。

○ 関口主査代理

考え方2についてだが、県間接続料の水準に関して、総務省において検証を行うことが適当ということだが、NTT東日本・西日本の県間通信用設備については非指定設備であり、他事業者の設備についても同様であるから、情報の提供を求めるための根拠がない状態である。総務省としてどのように検証を進めるのか。

そういう意味で、各事業者に情報の提供を呼びかける等、ある程度検証のための地ならしを事前にしなければ、実効性のない検証になってしまうという懸念がある。

○ 事務局

協議の状況については、提出された意見を見ていただいても分かる通り、当事者間の認識にも相違がある状態なので、まずは意見を聴取するところから始めなければならないが、最終的には、当事者間でまとまらなければ裁定ということになる。しかし、いきなり行政処分ということではなくて、お互いの歩み寄りのために丁寧にやっていければと思う。

○ 高橋委員

意見15について、NTT東日本・西日本からは、自己資本利益率の調整による接続料水準の抑制は、投資インセンティブを削ぐことになるという意見が示されているが、新しく策定されようとしている「接続料と利用者料金との関係の検証に関する指針」によって、NTT東日本・西日本の懸念は解消されると考えてよいか。

○ 事務局

現行スタックテストガイドラインは、利用者料金の側に原因があってスタックテスト不適合となった場合でも、たとえ原価を回収できない水準になるとしても、必ず接続料水準を抑制することにより対処するというものである。

新スタックテスト指針は、接続料と利用者料金との関係が不当な競争を引き起こすものであると認められた場合には、接続料は接続料規則の定める基本的な算定方法の範囲内で定められていれば接続料水準における対処としては足りるということになっている。接続料規則に基づいて定められていれば適正原価・適正利潤は回収できるということになる。

○ 相田主査

ドライカップ接続料の話になるとユニバーサルサービスの補填額も関わってくるので、簡単にはいかない問題であると思う。

○ 池田委員

パワーポイントの資料の5ページについて、ここでいうトラヒックは通話のトラヒックということだと思うが、通話のトラヒックの多くが同一都道府県内に閉じていることから、単位指定区域について都道府県を基本とすることを維持というのは、利用形態の変化によって通話以外のトラヒックもどんどん増えてきている中で、実態と制度が乖離してしまうのではないか。

○ 事務局

確かに、利用形態が多様化しているが、利用者間での通信の代表例が通話であり、同じ地域内でのやりとりが多いということは読み取れると考えている。第一種指定電気通信設備制度が作られた当時と比べると、県内通信の比率は下がってきているが、依然として県内通信がある程度大きな比率を占めているということで、今回単位指定区域の見直しは行わなかった。

今後、通話以外のトラヒックの考慮の方法等も含めて、こういった形があり得るのかよく検討していきたい。

○ 佐藤委員

制度を作ったときの指定の根拠としては、足回り設備のボトルネック性だった。加入者回線のシェアで過半数を占めていれば一種指定されるということで、それは現状も変わっていない。確かに、池田先生のおっしゃった通話以外のトラヒック等も考慮の必要がでてくるかもしれないが、当面はその基準で良いかと思う。

○ 相田主査

今後県間伝送路がどの程度不可欠性があるかの検証のために、県間通信のトラヒックがどの程度あるのかについて、データを出せるようであれば出してもらえればと思う。

○ 池田先生

ネットワーク管理方針の接続約款記載事項化に関連して、論点とは関係ないが、アメリカにおけるネットワーク中立性に関する規制の撤廃への動きがあるとのニュースとは何か関連はあるのか。

○ 事務局

アメリカにおける規制は、主にISPを対象とした規制であり、主にNTTを対象とする日本の規制とは異なる。アメリカでは、ブロードバンド接続事業者はほとんどのエリアで2社以下しか選択肢がない。アメリカにおける見直しは、各自業者による自主的取組でうまくいくだろうということでネットワーク中立性に関する規制をほぼ撤廃するというもの。

日本の今般の省令改正におけるネットワーク管理方針の約款記載事項化は、現状NTT東日本・西日本のみを対象として、優先パケットの管理に着目したものであるということで、アメリカのルール見直しよりも対象を特定したもの。

○ 相田主査

多くのご意見をいただいたが、報告書（案）の内容について、修正すべきとの意見はなかったと考える。それでは、12月22日（金）開催予定の第83回電気通信事業部会において、本報告書（案）のとおり、諮問時の改正案を一部修正することとして報告することとする。

以上